

○日進市情報公開条例

平成11年3月25日

条例第1号

改正 平成16年3月26日条例第3号

平成17年10月3日条例第23号

（目的）

第1条 この条例は、開かれた市政の実現のため、市の保有する情報を公開することにより、基本的人権としての市民の知る権利の保障と市政への参加を推進するとともに、市の市民に対する説明責任を果たすことにより、市民と市との信頼関係を深め、もって市民主体の市政を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもので当該実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 実施機関が、この条例の定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。

- 2 実施機関は、情報の公開にあたり、情報の適切な管理体制及び検索体制の確立に努めなければならない。
- 3 実施機関は、第1条の目的を達成するため、会議録等必要な文書等を作成するよう努めなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例により公文書の公開を受けた者は、これによって得た情報をこの条例

の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公開の請求)

第5条 公文書は、次条に規定する場合を除き、公開することを原則とする。

2 何人も、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。

(公開しないことができる公文書)

第6条 実施機関は、法令及び条例(以下「法令等」という。)の規定に基づき、明らかに公開することができないとされている情報を公開することができない。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、公文書を公開しないことができる。ただし、人の生命、身体又は健康を保護するために公開することが必要であると認められる場合その他公益上必要がある場合は、当該公文書の公開をするものとする。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められる情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができるとして
情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に関する情報で、公開することが
公益上必要と認められる情報

(2) 法人その他の団体(国、地方公共団体及び第19条に規定する団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められる情報。ただし、違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報を除く。

(3) 行政上の取締り又は犯罪の捜査に関する情報であって、公開することにより、その遂行を困難にするおそれのある情報

(4) 市と国、他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)との間における協議、協力等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報

- (5) 実施機関(市長及び監査委員を除く。)、市の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に関する情報であつて、公開することにより、当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため、当該合議制機関等の議事運営に関する規程等又は議決により公開しない旨を定めている情報
- (6) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、検討、調査研究等の意思形成過程における情報であつて、公開することにより、公正又は適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められる情報
- (7) 検査の計画、試験の問題、交渉の方針、争訟の処理方針等の市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の目的が損なわれ、又は当該事務又は事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれのある情報

(公文書の部分公開)

第7条 実施機関は、公文書に前条の規定により公開しないことができる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合は、これを可能な限り区分し、前条の規定により公開しないことができる情報が記録されている部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。

(公開請求の手續)

第8条 公文書の公開を請求しようとする者は、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関が定める事項

(公開の決定)

第9条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があつたときは、当該請求書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を、請求書を提出した者(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。ただし、

当該請求書を受け付けた日に請求に係る公文書の公開をする旨の決定をし、当該公文書を公開するときは、この限りでない。

- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受け付けた日の翌日から起算して45日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により延長する理由及び期間を請求者に通知しなければならない。
- 4 実施機関は、公文書の公開をしない旨の決定(第7条の規定に基づき、請求に係る公文書の一部を公開しないこととする場合の当該公開しない旨の決定を含む。)をしたときは、第2項に規定する書面にその理由を記さなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該書面にその期日を併せて記載しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条の2 実施機関は、公開請求に係る公文書に公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第2項ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(請求の却下)

第10条 実施機関は、次の場合には請求を却下することができる。ただし、請求の欠陥が補正できるものであり、即日に補正された場合は、この限りでない。

- (1) 対象情報以外の情報を請求された場合

(2) 存在しない情報を請求された場合

2 前条第1項から第4項までの規定は、前項に規定する却下の決定について準用する。

(公開の方法)

第11条 実施機関は、公文書の公開をする旨の決定をしたときは、速やかに、請求者に対し当該公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、実施機関が第9条第2項に規定する通知書で指定する日時及び場所において行う。

3 実施機関は、公文書の閲覧をさせることにより、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、公文書の部分公開をするとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公文書の公開をすることができる。

(費用負担)

第12条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 公文書の写しの交付を行う場合における当該公文書の写しの作成に要する費用は、請求者の負担とする。

(不服申立てがあった場合の手続)

第13条 実施機関は、公文書の公開の請求について実施機関が行った決定に関し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、次に掲げる場合を除き、遅滞なく日進市情報公開審査会に諮問し、その答申を経て当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法である場合

(2) 非公開決定を取り消す場合

(審査会)

第14条 前条に規定する諮問に応じて審議を行わせるため、日進市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に規定する審議のほか、情報公開に関する重要事項について、実施機関に意見を申し出ることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織し、審査会の委員は、情報公開に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

- 6 審査会は、審議のため必要があると認めたときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求め、又は必要な審査をすることができる。
- 7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(他の制度との調整等)

第15条 実施機関は、他の法令等の規定による公開については、この条例を適用しないものとする。

- 2 実施機関は、市の図書館その他これに類する施設において管理している図書、資料、刊行物等で、現に市民の利用に供することを目的としているものについては、この条例を適用しないものとする。

(情報公開の総合的推進)

第16条 市は、公文書の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に対する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

- 2 市は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

(情報提供施策の拡充)

第17条 市は、報道機関への積極的な情報提供及び広報の充実に努めるとともに、その管理する市政資料コーナー等市政に関する情報を提供する施設を一層市民の利用しやすいものにするよう努めるものとする。

- 2 市は、効果的な情報提供を実施するため、公聴機能等情報収集機能を強化し、市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

(情報公表制度の拡充)

第18条 市は、法令等により義務付けられた情報の公表制度のほか、市民に必要な市政に関する情報の公表制度の整備拡充に努めるものとする。

(財政的援助を行う法人等の情報公開)

第19条 市が財政上の援助を行う実施機関に準ずる法人及び団体は、その管理する情報については、市民の必要とする情報の提供に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第19条の2 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理を行うに当たって保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、管理を指定管理者に行わせている公の施設に関する情報であって実施機関が保有していないものについて閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該公の施設の指定管理者に対し、当該情報を実施機関に提出するよう求めるものとする。

(公文書目録)

第20条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料として公文書目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第21条 市長は、毎年この条例の運用状況について、議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成11年4月1日以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。ただし、同日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書のうち、別に定める10年以上の保存文書については、整理が終了した公文書から適用する。

附 則(平成16年3月26日条例第3号)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の日進市情報公開条例の規定により第三者に関する情報が記録されている公文書に係る公開請求は、改正後の日進市情報公開条例の規定による公開請求とみなす。

附 則(平成17年10月3日条例第23号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。